

## 総務常任委員会記録

令和7年 第1回定例会																	
1 日 時	令和7年 3月11日(火) 午後 1時30分 開会 午後 4時16分 閉会																
2 場 所	第1委員会室																
3 出席委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%;">増 湊 靖 弘</td> <td>委員長</td> </tr> <tr> <td>橋 本 修</td> <td>副委員長</td> </tr> <tr> <td>鹿 妻 武 洋</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>仲 田 知 史</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>早 川 勝 弘</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>駒 場 久 和</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>石 川 さやか</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>大 島 久 幸</td> <td>委員</td> </tr> </table>	増 湊 靖 弘	委員長	橋 本 修	副委員長	鹿 妻 武 洋	委員	仲 田 知 史	委員	早 川 勝 弘	委員	駒 場 久 和	委員	石 川 さやか	委員	大 島 久 幸	委員
増 湊 靖 弘	委員長																
橋 本 修	副委員長																
鹿 妻 武 洋	委員																
仲 田 知 史	委員																
早 川 勝 弘	委員																
駒 場 久 和	委員																
石 川 さやか	委員																
大 島 久 幸	委員																
4 欠席委員	なし																
5 委員外出席者	谷 中 恵 子 議長																
6 説明員	別紙のとおり																
7 事務局職員	渡辺 議事課長 萩原 書記																
8 会議の概要	別紙のとおり																
9 傍聴者	なし																

## 総務常任委員会 説明員

	職 名	氏 名	人数
秘書室	秘書室長	齋藤 史生	1名
総合政策部	総合政策部長	秋澤 一彦	9名
	危機管理監	星野 栄一	
	総合政策課長	佐藤 寛	
	財政課長	半田 和之	
	いちご市営業戦略課長	池澤 美紀子	
	地域課題対策課長	別井 涉	
	デジタル政策課長	柿沼 紀子	
	財政課課長補佐兼財政係長	野口 理恵	
	総合政策課総務係長	川田 孝郎	
行政経営部	行政経営部長	益子 則男	7名
	行政経営課長	網 浩史	
	人事課長	仁平 利恵	
	税務課長	鈴木 智久	
	納税課長	小林 春彦	
	契約検査課長	福田 光広	
	行政経営課行政改革担当	高橋 洋一	
市民部	市民部長	福田 浩士	6名
	生活課長	能島 賢司	
	協働のまちづくり課長	市川 佳代子	
	市民課長	谷津 勝也	
	人権・男女共同参画課長	小堀 満美子	
	生活課生活係長	安生 秀徳	
会計課	会計管理者	渡辺 富夫	1名
議会事務局	議事課長	渡辺 稔近	1名
選管／監査事務局	選挙管理委員会事務局長／監査委員事務局長	湯澤 紀之	1名
消防本部	消防長	若林 雄二	6名
	消防総務課長	永岡 和也	
	予防課長	曾篠 伸次	
	警防救急課長	小杉 仁	
	通信指令課長	高柴 幸人	
	消防総務課消防総務担当	紺野 敬寛	
都市建設部	整備課長	山田 治夫	1名
上下水道部	企業経営課長	北島 礼弘	1名
合 計			34名

## 総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第 1 号 専決処分事項の承認について(令和6年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号))
- 2 議案第 2 号 令和7年度鹿沼市一般会計予算について
- 3 議案第 7 号 令和7年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算について
- 4 議案第 8 号 令和7年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算について
- 5 議案第11号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算(第8号)について
- 6 議案第15号 工事請負契約の変更について
- 7 議案第17号 鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について
- 8 議案第18号 鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について
- 9 議案第19号 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 10 議案第32号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)について
- 11 議案第33号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算(第9号)について
- 12 陳情第 2号 デマンドバスについてを求める陳情

# 令和7年第1回定例会総務常任委員会 概要

○増渕委員長 開会に先立ちまして、お願いいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でも近くのマイクにより明瞭にお願いいたします。

また、再質問に対する答弁については、委員長から指名を行いませんので、担当課長は挙手の上、説明をお願いいたします。

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案11件、陳情1件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第1号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号））のうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくをお願いいたします。

議案第1号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第7号））のうち、関係予算の内容についてご説明いたします。

この補正予算につきましては、国の物価高の影響を受ける低所得者世帯への支援として示された住民税非課税世帯へ1世帯当たり3万円の給付、及び対象世帯のうち、子育て世帯に対しては、子供1人当たり2万円を加算する給付事業の関係予算について、1月23日付で専決処分をしたものであります。

お手元の「令和6年度補正予算に関する説明書」、表紙に「一般会計（第7号）」と記載があるものになりますが、その3ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

15款「国庫支出金」2項1目「総務費国庫補助金」3億808万7,000円の増につきましては、先ほどご説明させていただきました非課税世帯への給付事業に係る財源として計上するものであります。

なお、補助率は10分の10となっております。

以上をもちまして、令和6年度一般会計補正予算（第7号）のうち、関係予算の説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

大丈夫ですか。ございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第1号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○増渕委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号中総務常任委員会関係予算につきましては、原案どおり承認

することに決しました。

次に、議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくをお願いいたします。

議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算のうち、秘書室、総合政策部、会計課、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局・公平委員会所管の関係予算の主な内容につきまして、ご説明いたします。

令和7年度「予算に関する説明書」一般会計の7ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

下から3段目、10款1項1目「地方特例交付金」につきましては、令和6年度の定額減税に伴う市民税の減収補填が終了することから、前年度対比80.8%減の9,500万円を計上いたしました。

その2段下にある、11款「地方交付税」、説明欄1行目の「普通交付税」につきましては、令和6年度の交付実績や、国が示す「令和7年度地方財政計画」等を勘案し、前年度対比3.6%増の58億円を計上いたしました。

少し飛びまして、17ページをお開きください。

下段の15款「国庫支出金」2項1目「総務費国庫補助金」の1節「総務管理費国庫補助金」、説明欄の4行目、「地方創生事業費国庫補助金」364万円につきましては、企業支援センター事業の財源として計上するもので、補助率は2分の1となっております。

次の行の「地方創生臨時交付金」につきましては、物価高騰対策として実施するキャッシュレス決済ポイント還元事業、プレミアム付き商品券発行支援事業などの財源として計上するものであります。

次に、その4行下の「行政情報ネットワーク管理事業費国庫補助金」1億6,854万2,000円につきましては、地方公共団体情報システムの標準化を図るため、法律に基づく税や福祉などの20業務について、標準化への移行に係るシステム改修費などの財源として計上するもので、補助率は10分の10であります。

その次の行、「デジタル田園都市国家構想交付金」212万5,000円につきましては、ゼンリン住宅地図システムを導入する費用の財源として計上するものであります。

21ページをお開きください。

一番下の段の16款「県支出金」2項1目「総務費県補助金」の説明欄の2行目、「市町村総合交付金事業費県補助金」につきましては、本年度の交付実績見込みをもとに3,802万5,000円を計上いたしました。

次の行の「防災対策推進費県補助金」100万円につきましては、自主防災会の設立支援の財源として計上したものであります。

その次の行の「地方創生事業費県補助金」504万円につきましては、都市住民等を対象といたしました移住支援補助金などを計上したものであります。

一番下の行の「水源地域振興事業費県補助金」1,430万円につきましては、南摩ダム関連の地域振興対策事業として、ホームページ等のシティプロモーションの強化、PR看板の設置、上下流交流事業等の財源として計上したものであります。

25 ページをお開きください。

下の段の3項1目「総務費委託金」の4節「統計調査費委託金」5,038万1,000円につきましては、国勢調査などの統計調査実施に伴う委託金であります。

28 ページをお開きください。

一番上になります、5節「選挙費委託金」4,843万7,000円につきましては、7月28日に任期満了となる参議院議員選挙の執行に伴う委託金であります。

31 ページをお開きください。

中段の18款「寄附金」、1項1目「総務費寄附金」の右側の2節「ふるさとかぬま寄附金」につきましては、前年度同額の3億円を計上いたしました。

あわせて、3節「企業版ふるさと納税寄附金」につきましては、前年度実績により、300万円を計上いたしました。

その下の段19款「繰入金」1項2目「栗野財産区繰入金」につきましては、栗野地区における防犯灯電気料補助や自治公民館修繕補助などの財源の一部として、栗野財産区から繰り入れるものであります。

33 ページをお開きください。

中段の2項「基金繰入金」につきましては、各基金からの繰り入れを行うものであります。

このうち、1目「後継者対策基金繰入金」2,240万円につきましては、中学生のグラウンドフォークス市派遣に要する費用や新規就農支援補助金の財源として繰り入れするものであります。

2目「財政調整基金繰入金」6億5,000万円につきましては、財源調整のため繰り入れられるものであります。

次の3目「減債基金繰入金」1億4,078万円につきましては、令和5年度及び令和6年度の普通交付税において、後年度の臨時財政対策債の償還費として追加交付がありました。

この交付額を基金に積み立て、償還年度に繰り入れるものと国が示していることから、令和7年度基金償還費分を繰り入れするものであります。

その2行下の5目「かぬま・あわの振興基金繰入金」5億5,224万6,000円につきましては、このうち基金利子分及び前年度に受け入れた「ふるさとかぬま寄附金」の用途目的ごとに、「子育て保健サービス事業」や「観光イベント事業」など、13事業の財源として繰り入れする金額が1億2,588万9,000円であります。

このほか、「鹿沼インター産業団地整備事業」や、「医王寺金堂茅葺屋根や磯山神社本殿等の修繕補助」、また、「ふるさと納税推進事業」の財源といたしまして、4億2,635万7,000円を繰り入れするものであります。

37 ページをお開きください。

22款「市債」、1項1目「総務債」の説明欄2行目、「防災対策推進事業債」1,040万円につきましては、Jアラートアンテナ設置工事及び栃木県次世代衛星通信設備整備の財源として計上したものであります。

39 ページをお開きください。

廃目となっておりますが、「臨時財政対策債」につきましては、これまで普通交付税の代

替措置として発行限度額が示されてきましたが、令和7年度地方財政計画におきまして、平成13年の制度発足以来、初めて新規の発行はゼロとする方向性が示されたことから、令和7年度予算には計上はしてございません。

43 ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

2款「総務費」1項1目「一般管理費」であります。そのほとんどが経常的な事務経費であります。

46 ページをお開きください。

説明欄の一番下の○、「総務事務費」につきましては、中学生を広島平和記念式典に派遣する事業のほか、戦後80年を迎えるに当たり、平和に関する講演会や戦争資料・写真の展示会を開催するための経費が主なものであります。

48 ページをお開きください。

説明欄の上から3つ目の○、「出納事務費」1,571万9,000円につきましては、指定金融機関等への手数料やキャッシュレス決済に伴う経費などを計上したものであります。

次の○、「防災対策推進費」2,266万1,000円につきましては、自主防災会への資機材支給経費や、防災情報伝達システム等の保守料、Jアラート受信アンテナ設置、栃木県次世代衛星通信設備工事負担金などを計上するものであります。

50 ページをお開きください。

上から4つ目の○、「ふるさと納税推進事業費」1億5,030万円につきましては、ふるさと納税をしていただいた方への返礼品などの関係経費を計上したものであります。

51 ページをお開きください。

2目「総合企画費」になります。説明欄、上から2つ目の○、「企画調整事務費」325万5,000円につきましては、鹿沼・栗野合併20周年記念事業に関する経費が主なものであります。

次に、一番下の○、「まちづくり戦略事業費」1,696万4,000円につきましては、市内に就職する新卒者へ3万9,154円の就職祝い金の給付、地域おこし協力隊の活動経費や本市への移住支援補助金などを計上したものであります。

53 ページをお開きください。

3目「行政情報システム管理費」の説明欄の1つ目の○、「行政情報ネットワーク管理事業費」5億1,095万9,000円につきましては、行政情報ネットワークの維持管理経費、システム利用料などのほか、国施策に基づく地方公共団体情報システムの標準化に要する経費などを計上したものであります。

4目「広報広聴費」の説明欄の1つ目の○、「広報広聴活動費」3,381万4,000円につきましては、広報紙の発行や市ホームページのリニューアルに関する経費を計上したものであります。

56 ページをお開きください。

説明欄の2つ目の○、「営業戦略費」519万1,000円につきましては、いちご市をはじめとしたシティプロモーションやイベント開催及び市内外への情報発信に要する経費などを計上したものであります。

少し飛びまして、67 ページをお開きください。

11 目の「地域振興費」になります。

説明欄の一番下の○、「かぬま・あわの振興基金積立金」2億3,792万9,000円につきましては、ふるさと納税による寄附受入額及び基金利子収入を積み立てるものであります。

少し飛びまして、79 ページをお開きください。

中段の4項3目「参議院議員選挙費」4,900万5,000円につきましては、令和7年度に執行が予定されている、「参議院議員選挙」の関係経費について計上したものであります。

81 ページをお開きください。

中段の5項2目「基幹統計費」5,038万1,000円につきましては、5年ごとに実施される「国勢調査」の関係経費などを計上したものであります。

飛びまして、229 ページをお開きください。

2段目の12款「公債費」につきましては、市債の借入先からの償還予定に基づく、元金及び利子の償還に要する経費を計上したものであります。

以上で、令和7年度一般会計予算のうち、総合政策部などが所管する主な関係予算の説明を終わります。

○増渕委員長 はい、網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。よろしくお願ひいたします。

議案第2号 令和7年度鹿沼市一般会計予算のうち、行政経営部所管の関係予算の主な内容についてご説明をいたします。

令和7年度「予算に関する説明書」一般会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款「市税」、1項1目「個人」につきましては、定額減税の終了により、前年度対比7.6%増の52億721万7,000円を計上いたしました。

次に、2目「法人」につきましては、令和6年度の決算見込額から前年度対比1.8%減の12億8,278万7,000円を計上いたしました。

次の段、2項1目「固定資産税」であります。が、「土地」につきましては、地価下落を考慮し、前年度とほぼ同額を見込み、「家屋」につきましては、過去3年間の動向から増収、「償却資産」につきましては、令和6年度実績見込額から増収を見込み、全体では前年度対比3.2%増の68億472万円を計上いたしました。

5ページをお開きください。

上から2段目、6項1目「都市計画税」につきましては、固定資産税と同様の理由から、前年度対比2.8%増の8億318万1,000円を計上いたしました。

9ページをお開きください。

一番下の段、1項1目「総務使用料」であります。が、1節「総務管理使用料」の説明欄3行目、「市庁舎等行政財産使用料」797万2,000円につきましては、旧栗野庁舎などの使用料を計上いたしました。

13ページをお開きください。

下段の2項1目「総務手数料」の説明欄、「賦課徴収手数料」につきましては、これまでの実績をもとに推計し、2行目の「不動産納税証明手数料」は681万2,000円を、4

行目の「督促手数料」は250万円を計上いたしました。

25 ページをお開きください。

下段の3項1目「総務費委託金」2節「徴税費委託金」の説明欄2行目、「県税徴収費委託金」1億8,705万6,000円につきましては、個人県民税の賦課徴収の取り扱いに対する県からの委託金として計上いたしました。

29 ページをお開きください。

上段の1項2目「財産貸付収入」の説明欄2行目の「土地・建物賃貸料」2,828万円につきましては、土地や建物の貸付けのほか、本庁舎への自動販売機設置、及び市民課前にあります広告付き窓口番号表示システム設置料などを、次の1項3目「命名権料収入」287万円につきましては、TKCいちごアリーナなど4施設のネーミングライツ料であります。

下段の2項1目「不動産売払収入」の説明欄、一番上、「不動産売払収入」3,120万7,000円につきましては、市有地5区画などの売り払いを見込んだものであります。

33 ページをお開きください。

上から2段目、19款「繰入金」であります。2項4目「公共施設整備基金繰入金」6億3,564万9,000円につきましては、合葬墓整備工事やみなみ町市営住宅浄化槽改修工事などの財源として繰り入れするものであります。

35 ページをお開きください。

一番下の段、4項3目「雑入」であります。説明欄5行目「職員派遣収入」854万2,000円につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に派遣している職員1名分、及び職員互助会の会計年度任用職員1名分の人件費相当額を収入として計上いたしました。

37 ページをお開きください。

2段目、1項1目「総務債」であります。説明欄4行目「庁舎等施設整備事業債」3,570万円につきましては、本庁舎屋上に太陽光発電設備を設置する工事などの財源として計上いたしました。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

少し飛びますが、48 ページをお開きください。

2款「総務費」1項1目「一般管理費」の説明欄2つ目の○、「契約検査事務費」1,665万3,000円につきましては、電子入札を執行するための電算処理委託料や、建築工事の完成検査を専門機関に委託するための経費のほか、入札案件、業者情報、工事成績の評定を管理するためのシステム借上料の費用を計上いたしました。

50 ページをお開きください。

説明欄2つ目の○、「職員研修費」1,014万2,000円につきましては、新規採用職員研修や各種専門研修の負担金など、職員の研修にかかる経費を計上いたしました。

その下の○、「福利厚生費」1,193万5,000円につきましては、職員の健康診断やストレスチェック等の委託料のほか、メンタルヘルス研修講師謝礼やカウンセラーの報酬などを計上いたしました。

60 ページをお開きください。

説明欄1番下の○、「普通財産管理費」6,101万1,000円につきましては、低濃度PC

B廃棄物の運搬処分のほか、普通財産として管理している施設や、市有地の維持管理に要する経費を計上いたしました。

62 ページをお開きください。

説明欄 1 つ目の○、「庁舎等維持管理費」1 億 4,181 万 3,000 円につきましては、本庁舎の設備管理業務委託のほか、本庁舎屋上への太陽光発電設備設置、IP 電話機等の施設・器具借上料などに要する経費を計上いたしました。

64 ページをお開きください。

説明欄一番下の○、「庁用共通管理費」1 億 4,371 万 5,000 円につきましては、全庁で使用する再生紙購入、及び郵送用封筒印刷のほか、郵便料などに要する経費を計上いたしました。

66 ページをお開きください。

説明欄上から 3 段目の○、「公用車等管理費」3,387 万 5,000 円につきましては、高所作業車の購入、公用車の燃料費、及び自動車保険のほか、公用車リース料などに要する経費を計上いたしました。

74 ページをお開きください。

下段の一番下の○、「賦課事務費」1 億 5,566 万 3,000 円につきましては、市民税や固定資産税等の賦課事務に要する電算処理委託料や、各種帳票類の印刷費のほか、次期評価替えに伴う標準宅地の不動産鑑定評価などに要する経費を計上いたしました。

76 ページをお開きください。

説明欄 1 つ目の○、「徴収事務費」1,795 万 3,000 円につきましては、市税の徴収事務に要する電算委託料、各種帳票類印刷費などの経費を計上いたしました。

以上で、令和 7 年度鹿沼市一般会計予算のうち、行政経営部所管の主な関係予算の説明を終わります。

○増淵委員長 はい、能島生活課長。

○能島生活課長 生活課長の能島です。よろしくお願いたします。

続きまして、市民部関係予算の主な内容について、ご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

戻っていただきまして、11 ページをお開きください。

14 款 「使用料及び手数料」、1 項 3 目、「衛生使用料」、右側のページ、1 節「保健衛生使用料」の説明欄 4 行目、「見笹霊園永代使用料」につきましては、過去の実績をもとに、1,046 万 2,000 円を計上いたしました。

次に、13 ページをお開きください。

下の段、同じく 14 款 2 項 1 目、「総務手数料」、右側のページ、2 節、「戸籍住民基本台帳手数料」3,361 万 6,000 円につきましては、住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍謄抄本の交付に係る手数料であります。

次に、17 ページをお開きください。

中ほどの 15 款 「国庫支出金」、2 項 1 目、「総務費国庫補助金」、右側のページ、2 節、「戸籍住民基本台帳費国庫補助金」3,645 万 1,000 円につきましては、マイナンバー交付事務に係る交付金であります。

次に、21 ページをお開きください。

一段下の段、16 款 「県支出金」、2 項 1 目、「総務費県補助金」の説明欄、上から 6 行目、「バス路線対策費県補助金」 1,025 万 9,000 円につきましては、リーバスの円滑な運行に対する県補助金であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

55 ページをお開きください。

下の段の 2 款 「総務費」、1 項 5 目、「交通対策費」、説明欄はめくっていただきまして、58 ページになります。

上から 2 つ目の○、「バス路線対策費」 2 億 319 万 1,000 円につきましては、市民生活の足を確保するためのリーバス及び予約バスの運行等に要する経費であり、そのうち、2 億円が運行事業者への補助金であります。

次に、59 ページをお開きください。

一番下の段、8 目 「財産管理費」、説明欄は、めくっていただきまして、62 ページになります。

一番下の○、「コミュニティセンター維持管理費」、7,522 万 8,000 円につきましては、市内 14 コミセンの光熱水費や施設の修繕費、清掃業務をはじめとする各種委託料等に係る経費であります。

次に、67 ページをお開きください。

11 目、「地域振興費」の説明欄、1 つ目の○、「協働のまちづくり推進事業費」12 節「委託料」、1,058 万 5,000 円につきましては、「かぬま市民活動広場ふらっと」の運営業務委託料を計上するものであります。

同じく、その 2 つ下の○、「地域のチカラ協働事業費」8,527 万 3,000 円につきましては、市内 17 地区で取り組む防犯、福祉、環境などの事業のほか、住民主体による地域の課題解決や地域振興に取り組む持続可能な事業を支援するための補助金等であります。

次に、75 ページをお開きください。

下の段、3 項 1 目、「戸籍住民基本台帳費」の説明欄 2 つ目の○、「戸籍事務費」の 12 節「委託料」2,627 万 1,000 円につきましては、戸籍の記載事項に振り仮名が追加されることに伴い、届け出られた振り仮名の審査、受付やコールセンターの設置を委託するための費用を計上するものであります。

すぐその下の○、「住民基本台帳費」1,680 万 1,000 円につきましては、次のページに続きますが、印鑑登録証明書や住民票の写しなどの諸証明の交付、転入届や転居届などの届け出処理に係る経費であります。

その次の○、「マイナンバー事業費」、4,135 万 2,000 円につきましては、マイナンバーカードの交付などに係る経費であります。

次に、少し飛びます、97 ページをお開きください。

中ほどの 3 款「民生費」、1 項 5 目「人権対策費」の説明欄、上から 4 つ目の○、「人権施策推進事業費」 227 万 4,000 円につきましては、人権意識高揚のための啓発に要する経費であります。

次に、99 ページをお開きください。

中ほどの 6 目「女性青少年費」の説明欄、上から 5 つ目の○、「男女共同参画推進事業費」592 万 6,000 円につきましては、男女共同参画推進指導員の報酬のほか、講座や講

演会などの学習機会の提供に要する経費であります。

次に、また少し飛びまして、129 ページをお開きください。

4 款「衛生費」、1 項 7 目「墓地埋葬費」の説明欄、1 つ目の○、「斎場費」4,857 万 8,000 円につきましては、火葬業務委託料のほか、灯油等の燃料費、施設の維持管理や斎場予約システムに係る経費であります。

次に、同じ説明欄、3 つ目の○、「見笹霊園費」7,735 万円につきましては、霊園内に新たに整備する「合葬墓」の整備に係る経費のほか、清掃業務委託料など、施設の維持管理に係る経費であります。

以上で、市民部の主な関係予算の説明を終わります。

○増淵委員長 永岡消防総務課長。

○永岡消防総務課長 はい、消防総務課長の永岡です。よろしくお願いいたします。

続きまして、消防本部において所管する予算の主な内容について、ご説明いたします。

令和 7 年度「予算に関する説明書」一般会計の 15 ページをお開きください。

まず、歳入について、ご説明いたします。

14 款「使用料及び手数料」、2 項 5 目「消防手数料」につきましては、法令等に基づく危険物タンクの検査手数料などで、過去 5 年間の実績から推計し、1,444 万 7,000 円を計上いたしました。

次に、歳出について、ご説明いたします。

ページ数が飛びますが、183 ページをお開きください。

9 款「消防費」、1 項 1 目「常備消防費」につきましては、そのほとんどが経常的経費でございます。

主な内容であります。186 ページ、説明欄の 1 つ目の○、「消防庁舎維持管理費」のうち、14 節「工事請負費」1,400 万円につきましては、栗野分署に設置しております非常用発電設備の改修工事に要する経費であります。

次に、187 ページをお開きください。

188 ページ、説明欄、1 つ目の○、「救急救助費」のうち、17 節「備品購入費」8,000 万円につきましては、本署及び北分署の高規格救急自動車、それぞれの更新に要する経費でございます。

続いて説明欄の上から 2 つ目の○、「消防活動費」のうち、17 節「備品購入費」9,894 万円につきましては、東分署の化学車の更新に要する経費であります。

以上で、令和 7 年度一般会計予算のうち、消防本部において所管する主な予算の説明を終わります。

○増淵委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ございませんか。はい、早川委員。

○早川委員 はい、早川です。お願いします。

ページで言うと 17 ページ、18 ページの国庫支出金、総務費国庫補助金が、対前年比でほぼ倍増、ほぼと言うか、倍増以上になっております。

先ほどの説明で、大きなものが 2 つありましたが、これについては、やはりそこが一番大きなものという捉え方でよろしいのでしょうか。

○増渕委員長 はい、執行部の説明をお願いいたします。どなた？誰？

はい、半田財政課長。

○半田財政課長 はい、15 款 2 項 1 目総務費国庫補助金の前年度比でのほぼ倍増になっている部分という形になりますが、この大きなものにつきましては、この 18 ページの 1 節の説明欄の下から 2 番目の行政情報ネットワーク管理事業費国庫補助金、こちらが国施策によるものという形で、令和 7 年度に主に実施する関係で、金額が純増になっているものがございます。

そのほか、前年度に引き続き、地方創生臨時交付金、こちらにつきましては、物価高騰対策に係る経費などが主なものになってございますが、これにつきましても、前年度からは増額となっている関係から、総額におきまして、前年度比で大きく伸びているというような状況になってございます。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

ほかにございませんか。はい、鹿妻委員。

○鹿妻委員 鹿妻です。お願いします。

まず、58 ページなのですけれども、総務費の総務管理費の 6 の自治振興費のところ、右側の 7 番の報償費、報償金というところなのですけれども、自治振興事業費の報償金と、こちらがどういった内容でなっているのかをお伺いします。

○増渕委員長 執行部の説明をお願いいたします。市川協働のまちづくり課長。

○市川協働のまちづくり課長 はい、協働のまちづくり課、市川と申します。よろしくお願ひいたします。

ただいまの鹿妻委員のご質問ですが、自治振興費の報償費の内訳としましては、自治会連合会への報償費 746 万 4,000 円及び自治会長を退職された方への記念品 30 万円を計上しております。

説明は以上です。

○増渕委員長 説明は終わりました。

鹿妻委員、よろしいですか。

○鹿妻委員 はい、続けても大丈夫ですか。

○増渕委員長 はい、続けてどうぞ。

○鹿妻委員 はい。では、続けて、同じようにその報償金という部分なのですけれども、68 ページのところの 11、地域振興費の右側のページの 07 報償費、報償金という、協働のまちづくり推進事業費の中の報償金についてというところを、あ、では、まずこちらをお願いします。

○増渕委員長 執行部の説明を求めます。市川協働のまちづくり課長。

○市川協働のまちづくり課長 はい、ただいまの鹿妻委員のご質問に説明させて。

○増渕委員長 ご質疑です。

○市川協働のまちづくり課長 ご質疑に、申し訳ありません。

ご質疑に説明させていただきます。

こちらは自治会の報償金となっております、自治会、市内の自治会 148 自治会への報償金となっております。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。

大丈夫ですか。

○鹿妻委員 では、続けて、また同様の。

○増渕委員長 続けて、鹿妻委員。

○鹿妻委員 はい。では、同じページの3つ目の○の地域のチカラ協働事業費のところの報償金について、もう一度同様にお伺いしたいと思います。

○増渕委員長 執行部の説明を求めます。市川協働のまちづくり課長。

○市川協働のまちづくり課長 はい、すみません。先ほどの説明のほう、訂正させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○増渕委員長 はい、いいですよ。

はい、どうぞ。

○市川協働のまちづくり課長 申し訳ありません。

先ほどの協働のまちづくり推進事業費の報償費についての説明、47万1,000円のほうの説明なのですが、こちらは、すみません、訂正させていただきたいのですが、私どものほうで持っている協働モデル事業の審査会の審査委員への報償費となっております。訂正させていただきます。

続けて、地域のチカラ協働事業費の報償費について、説明させていただきます。

こちらのほうが、先ほど私が間違えて説明してしまった、自治会報償金や、それから、また、地域のチカラ協働事業の審査会の審査委員さんへの謝礼等になっております。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 はい。説明は終わりました。

大丈夫ですか。

○鹿妻委員 はい、終わります。

○増渕委員長 はい、ほかに質疑のある委員はいらっしゃいますか。はい、早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

歳入と歳出に両方かわってきますが、まず歳出、50ページの総務費、一般管理費の下から2つ目の○、ふるさと納税推進事業費1億5,000万円の金額ですが、これ歳入のほうでは、3億円を見込んでいるということだったと思うのです。

それで、確か、ご説明の中で、チャンネルを増やすというお話もありましたが、その辺で増加とかというふうな見込みは、特には立てない予算で見ているということですか。お願いします。

○増渕委員長 執行部の説明を求めます。池澤いちご市営業戦略課長。

○池澤いちご市営業戦略課長 はい、いちご市営業戦略課長の池澤です。よろしくお願いいたします。

ただいまの早川委員の質疑にお答えいたします。

ふるさとかぬま寄附金につきましては、歳入で3億円で、企業版のほうで300万円ということで、計上しております。

それに対する経費につきましては、歳出のほうで、手数料、委託料、使用料ということで、歳出を見込んでいるところなのですけれども、令和5年度、あ、令和6年度より

も、令和7年度のほうが、778万4,000円の増となっております。

これは、ポータルサイトを増設したことにより、寄附総額に対しての寄附件数というものが、今年度も増えておりまして、件数に応じて、歳出のほうも、同じ3億円を組んでいても、歳出が増えるということで、計上させていただきました。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 はい、早川委員。

○早川委員 はい。歳出は増えましたが、歳入はまだそこまで見込めないという、見込めないということでしょうか。

○増渚委員長 手が挙がらないと指せないのだけれども、池澤いちご市営業戦略課長。

○池澤いちご市営業戦略課長 はい。いちご市営業戦略課長、池澤です。

ただいまの歳入、見込めないのかということですがけれども、ふるさと納税の歳入につきましても、返礼品の内容ですとか、調達の状況で、大きく左右されてしまうという性質がございます。

そのため、返礼品の供給が不安定になることも考えられるため、安全をとって、歳入が確保できる額として、昨年同様で見積もりをさせていただきました。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 よろしいですか。

続いて、早川委員、どうぞ。

○早川委員 はい、では続けて、54ページ、総務費の広報広聴費の説明欄一番上の○、広聴広報、広聴活動費、先ほどご説明、広報等の印刷とかもあるのですが、その中で、ホームページとか、あとジブンススタイルかぬまの更新に取り掛かるというお話でした。

これについては、令和7年度中に終了、新しいものがアップロードされるということによろしいでしょうか。お願いします。

○増渚委員長 執行部の説明を求めます。齋藤秘書室長。

○齋藤秘書室長 はい、秘書室長の齋藤です。よろしく申し上げます。

ホームページの見直しに関しましては、新年度早々から着手することを予定しております。

そのため、今年度の3月下旬から職員と市民の皆さんから意見をいただきますアンケートも実施してまいりたいと思っております。

新年度入りしましたら早々に、業者と契約を始めまして、夏ぐらいには、ホームページを作成を開始し、数回の校正を経て、年明け1月頃には何とか新しいホームページを公開したいと考えております。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 早川委員、よろしいでしょうか。

○早川委員 はい。

○増渚委員長 ほかに質疑のある委員はいらっしゃいますか。はい、石川委員。

○石川委員 石川です。

40ページの廃目になった臨時財政対策債について、国のほうからどのような説明があったのか、市としてはどういうふうに捉えていいのかというようなところをお聞きしたいです。

○増渕委員長 はい。執行部の説明を求めます。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。

臨時財政対策債に関するご質疑にお答えいたします。

まず、臨時財政対策債につきましては、国のほうで、次年度の地方自治体の財政の方針を示す、地方財政計画というものを国会に提出しております。

その中で、臨時財政対策債の方向性についても定義されております。

その中で、国のほうとしましては、令和7年度において、初めて、制度発足以来、初めて新規発行ゼロという方針が示されました。

これにつきましては、地方交付税の財源が不足するという観点から臨時財政対策債が代替措置として運用されてきたような状況になってございます。

その中で、国のほうで所得税を代表される国の税収が増えてきたということで、臨時財政対策債ではなく、本来の地方交付税で交付ができるようになってきたということが大きい点になるかと思えます。

それで、あくまでも市債として借り入れするのではなく、地方交付税として、地方特有の財源として入ってくるということは望ましいことではありますので、鹿沼市としても、望ましい方向になっていると考えております。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 石川委員、どうですか。

○石川委員 はい、ありがとうございます。

何か、やっとなっきりした形になってよかったと思います。

続けていいですか。

○増渕委員長 続けてどうぞ。はい。

○石川委員 はい。130ページの見笹霊園のことなのですが、一般質問の中でも詳細な説明があったのですが、改めまして、合葬墓の件、詳細な説明をお願いいたします。

○増渕委員長 執行部の説明を求めます。能島生活課長。

○能島生活課長 はい、生活課長の能島です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

合葬墓の概要ということなのですが、まず合葬墓といえますのは、複数の遺骨を1カ所に埋葬するという形のお墓でありまして、最近、どうしてもお墓に対するニーズが変わってきていまして、後を守ってくれる方がいないとか、子供とか、孫に負担をかけたくないという方も増えているというニーズに応えて、つくるものです。

それで、場所につきましては、見笹霊園、正面を入れていただいて、西側、はい、左側ですね、にちょっと小高い丘があるのですが、そちらに整備する予定です。

それで、概要としては、祈りの対象となりますモニュメントを設置して、あとは、ちょっと休憩できるようなあずまやでありますとか、あとはシンボルツリー、やはりちょっと景色も四季折々楽しめるような整備なども予定しています。

それで、収納できる数なのですが、2,000体、カロートといいまして、ちょっとマンホールのような形で3メートルぐらい、ちょっと掘ったものなのですが、そこに2,000体埋葬することができる規模で整備を考えています。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 はい、石川委員。

○石川委員 その2,000体というのは、ここから何年ぐらいでということを見越して、整備されているのでしょうか。

○増渚委員長 はい、能島生活課長。

○能島生活課長 はい。生活課長の能島です。

お答えします。

2,000体の根拠なのですが、先行して真岡市が合葬墓をつくってござりまして、その際に様々なアンケートをとっています。

「つくったら利用したいですか」とかですね、そういったいろんなデータを見まして、算定したところ、恐らく1年当たり37体ぐらいは希望があるのではないかと。

それで、今回の合葬墓は、耐用年数50年ですので、仮に40体だとして、50年かけても2,000体という計算で設計しています。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 はい、石川委員。

○石川委員 詳細な説明ありがとうございました。

同じ見笹霊園費なのですが、清掃費も含まれているという説明があったかと思うのですが、その清掃の部分が、どのぐらいの金額で、どういう算出根拠なのかの説明をお願いします。

○増渚委員長 執行部の説明を求めます。能島生活課長。

○能島生活課長 はい、生活課長の能島です。

清掃につきましては、シルバー人材センターと、あと地元の自治会の方にもお願いをしております、それは定められた単価、特にシルバー人材センターは定められていますので、見積もりをとりまして、契約を結んでいるという形になります。

自治会の皆さんには、ちょっとそれより安い価格でお願いしているという状況になります。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 金額については、どういう形か、詳細わかりますか？

はい、能島生活課長。

○能島生活課長 はい、生活課長の能島です。

失礼しました。

金額につきましては、予算に関する説明書の130ページの見笹霊園費、一番下の○のところの委託料のところに記載されてござりまして、次のページにシルバー人材センターと一番上のところに書いてあります437万円ですね。こちらが主な金額ですね。

はい、以上で説明を終わります。

○増渚委員長 先ほど課長は430万円はシルバー人材センターはわかるのですけれども、地元自治会は、も言ったから、そこも言わないといけないのではないの。

はい、能島生活課長。

○能島生活課長 申し訳ありません。

地元をお願いしているのが、屋外清掃で、その前のページの100万円。

○増渚委員長 100万円。

○能島生活課長 でございます。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 はい。はい、石川委員。

○石川委員 はい。見笹霊園の清掃が、もう少しまめにきちんとやってほしいという意見がよく出ているかと思うのですが、こちらの金額はこれで、本当はもっとつけたいのだけれども、この金額になっているのか。

これで十分だという認識なのか、最後にお聞きします。

○増渚委員長 はい、能島生活課長。

○能島生活課長 はい。生活課長、能島です。

お答えします。

委員のおっしゃるとおり、なかなか行き届かない部分、結構面積が広いものですから、それは重々承知しているのですが、この金額でお願いしているというところです。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 まあ、あやふやな説明だけれども、苦しい説明だけれども。

はい、続きまして、はい、早川、ちょっと駒場委員、うん、駒場委員、はい、どうぞ。

○駒場委員 駒場です。よろしくお願いします。

54 ページなのですがすけれども、行政情報ネットワークの管理事業費が5億1,000万円という形になって、かなり金額が張ると思うのですけれども、これに伴う歳入は、先ほどちょっと聞き逃してしまったのかもしれないのですけれども、歳入はどの辺に当たりまして、補助率がどのくらいなのか、ちょっと教えていただければと思います。

○増渚委員長 聞きすぎ、聞きすぎだな。

はい、柿沼デジタル政策課長かな、課長。

○柿沼デジタル政策課長 デジタル政策課長の柿沼です。よろしくお願いいたします。

駒場委員の質疑に回答いたします。

行政情報ネットワーク管理費の増分1億7,492万1,000円なのですがすけれども、そこに当たる歳入の部分としまして、18 ページ。

○増渚委員長 5億という基礎。

○柿沼デジタル政策課長 ごめんなさい。本年度5億1,000、はい、5億。

○増渚委員長 落ち着いて、大丈夫だよ、ゆっくりね、大丈夫。

○柿沼デジタル政策課長 5億1,095万9,000円の歳入の一部ですけれども、18 ページ、17 ページ、18 ページをご覧ください。

15 款国庫支出金の2項1目の総務費国庫補助金の説明欄の下から2番目の行政情報ネットワーク管理費国庫補助金、この部分が歳入になります。補助率は10分の10です。よろしいでしょうか。

○増渚委員長 いや、それだと、全体が、多分、駒場委員の言っているのは、全体が5億円、その10分の10はわかっているのだよ。

そのほか、どういうふうな構成になっているかを聞きたいのではないかと、私が言ってしまうと悪いのだけれども。

○柿沼デジタル政策課長 はい。

○増渚委員長 そういうことでもいいのですよね。はい。そういうことです。

○柿沼デジタル政策課長 はい。この18ページの行政情報ネットワーク国庫、行政ネットワーク管理事業費国庫補助金につきましては、基幹系システムの標準化に伴う歳入になります。

54ページをご覧ください。

全体の5億1,095万9,000円につきまして、この中で特に増えたものとしまして、説明欄の12節委託料、電算処理費、こちらに標準化の金額としまして、ここには書いてないのです、約1億6,000万円が、1億9,980万2,000円の中の約1億6,000万円が含まれています。

○増渚委員長 この中。

○柿沼デジタル政策課長 はい。

○増渚委員長 はい、はい。

○柿沼デジタル政策課長 それで、そのほかに13節の電算システム借上料、ここにも、こちらに標準化に伴うシステム借上料、ガバクラ（ガバメントクラウド）利用料というのですけれども、こちらが約1億6,000万円増えています。

こちらが歳入の部分になります。

説明は以上です。

○駒場委員 わかりました。大丈夫です。

○増渚委員長 はい、大丈夫ですか。

はい、ありがとうございます。

ほかに質疑のある方、はい、早川委員。

消して、消さないと。

○早川委員 はい、早川です。

58ページ、バス路線対策費の説明欄の18、補助金2億円なのですが、これ、質問の趣旨としては足りるかというか、令和6年も2億円でした。

それで、令和7年も2億円で、ちょっと先ゾモしてしまいますけれども、議案第11号の補正予算で、4,570万円、令和6年度で増額をする補正が入っているのです。

ということから、物価高騰、燃料費高騰もかんがみると、もうはなから足りないのではないのでしょうかというふうなことが見えるのですが、いかがでしょうか。

○増渚委員長 はい、執行部の説明をお願いいたします。能島生活課長。

○能島生活課長 はい、生活課長の能島です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

バスのこの補助金がちょうど、なぜ2億円なのか、もう少しかかるのではないかということだと思っておりますが、おっしゃるとおりに、最近の結果的には2億円を大きく越えてしまっている補助金なのですが、まず2億円にしている理由としましては、まずその年間の、その運行経費といいますのは、今の時点ではなかなか予想できなくて、ちょっと見積もりも難しいというのが、まずあります。

それと、2億円を一つの目標といいますか、目安ということで、ここ数年は計上させていただいて、努力して、その結果、どうしても増えてしまったときに、今回も補正をお願いしているのですが、補正でこの部分を補填するというような形をここ数年は続けているところでもあります。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 早川委員。

○早川委員 はい。わかったような、わからない。

○増渚委員長 わかったの。

○早川委員 わからない、わからないです。

○増渚委員長 では、わからなかったら。

○早川委員 わからないです。

要はその運行経費の積算が何かはっきりと示せないという感じなのでしょうか。そこ、見えないというか、わからないという感じ、では、どういうことで、2億円にこだわるというか、その着地がそこにいくのでしょうか。

○増渚委員長 能島、誰、部長がやるの？

はい、では、福田市民部長。

○福田市民部長 はい、早川委員のご質疑にお答えいたします。

今議会の冒頭にもちょっとご質問出まして、その辺にも、ときにも、お答えをさせていただきます。

今、生活課長がお答えしたとおり、2億円というのは一つの目標ということで、ここ4、5年、ずっと2億円を計上しております。

それで、2年前に実は運賃改定をいたしまして、そのときは運賃増、増、何ていうかな、収入増ということで、2億円切るだろうというようなことですね、私ども見ていたのですが、ふたを開けてみましたら、昨年の2024年問題の人件費不足、あ、人不足でありますとか、燃料費高騰とか、そういった予想外の事態が起きまして、今回4,000万円以上の補正をお願いしているというような状況であります。

引き続き2億円を目標にしておりますので、ちょっと足りないのではないかというふうに、しっかり積算をしていないのではないかというふうに思われるかもしれませんが、そこは運行事業者としっかりやりとりをしております、ある程度見込みはしております。

ただ、あくまでも、何度も申し上げますけれども、2億円を一つの目標と私ども考えておりますので、その辺はご理解をいただければというふうに思います。

お答えになっていないかもしれないのですが、以上で説明を終わります。

○増渚委員長 では、俺、聞くからちょっと、では、その関連で、俺、ちょっと聞きたいので、いい。

委員長、質疑ありますか。

○橋本副委員長 委員長、委員長、言うの。

○増渚委員長 質疑、俺の質疑。

○橋本副委員長 委員長、委員長言うておくの。

○増渚委員長 私が質疑をするので、代わりに、はい。

○橋本副委員長 それでは、委員長と交代します。

ご質疑のある方は順次発言を許します。増渚委員。

○増渚委員 はい、先ほどの件なのですけれども、2億円目標にするというのは、今福田部長のでわかったのですけれども、路線ごとに、もう関東バスにある程度の経費を払う

ではないですか。

それで、一番難しいのは、乗客数なのですよ。

そこが読めないから、2億円という目標にするというのはわかるのだけれども、ただそのときに、今回のもう価格を、2024年問題とかあるわけだから、そこから分析が始まると思うのですよ。うん。

そのところがあまいというか、そこが2億円って、ざっくりやるのではなくて、本当はこのぐらいの、過去何年間の乗降数であるから、何が言いたいかという、2億円という莫大なお金が投資されているわけだよ。

その中で、それをちゃんと積算して、価格高騰は、みんなその4,000、早川委員の質問でも、質疑の中でも、4,500万円というのは、別にそれを問題にしているわけではなくて、それよりも、これからの長期的に見たときの乗降客数とか、路線の組み換えをしないと、赤字が、赤字というか、その補助、どんどんどんどん2億円が積み増して補正、補正となるよりは、きちんとした分析のもとにやったほうがいいのではないかとというような意図で、多分質疑をされたのだと思うのですね。

だから、その件について、ちょっとざっくりすぎるというかね、2億円とバーンと出して、「それは目標です」と言うよりも、本当は過去路線ごとの乗客数と路線ごとの赤字がこうですという、質疑に、答えがそういう答弁だったらよかったと思うのですけれども、そこら辺のところ詳しく、もし読みができているのであれば。

それと関東バスには各路線ごとにもう払う定額のところは決まっていると思うのだよね、もうこれはわかっていることなので、その、そこに積み増しの分だから、そのところをどれだけ積み増しているかが、その2つだけでもわかってくれば、わかれば、乗客のほうは読めないのというようなことが分けて、今すぐにではなくたってもいいから、この委員会が終わるまでに答弁してもらえればと思います。

すぐ出るのなら、これ、部長、出ます？

○橋本副委員長 執行部の説明をお願いします。福田市民部長。

○福田市民部長 はい、増淵委員長の質疑にお答えをいたします。

委員長おっしゃるとおり、路線ごとには収支が出ておりますので、当然運行距離もわかっています、燃料単価も出ています、それで、乗降人数も過去の実績を見れば、そういう積算は可能は可能です。

手元には、それから収支率とかですね、掛け合わせますと、おおむねの予測はできるのですけれども、今までのその予算の計上の、何ていうかな、慣例といいますか、それ、ちょっとご理解いただけない部分があるかもしれないのですけれども、そういったことで、私ども2億円ということで、一応キャップをはめまして、それで計上しております。

ですので、最終的には、12月を越えたあたりで、事業者からも収支の、何ていいますかね、不足分が出てまいりますので、それで、今議会、3月の最終の議会で補正をお願いいたしまして、補正をしているというのが、今までの流れであります。

ですので、全然分析をしていないわけではない、積算はしていないわけではないのですけれども、どうしても今までの慣例、それから、最終的な年度のところで必ず差が出てまいりますので、それで2億円ということで、目標という形でもっていつているというのが実情であります。

はい、以上で説明を終わります。

○増渕委員 はい。副委員長、副委員長。

はい。今の部長の説明はわかっているし、別に我々は理解していないわけではないので、ただ、先ほど2億円と言ったときに早川委員の質疑の中で、そのキャップをはめるのはわかる、目標はわかるのだけれども、その中で分析、路線ごとの分析でもしていますけれども、なかなか積算の中に予想できないところがあるので、路線ごととかという答弁をしてくれれば、こういうふうにはわざわざ、わざわざ委員長がする必要なかったのだけれども、そこはちょっと曖昧だったので、多分、早川さんは遠慮して、早川委員は遠慮して、質疑をやめてしまったと思うのだけれども、そこはきちんと、これから、ほかのあれもね、積算根拠があるなら、そこまで答弁の中で、ほかの課長さんも言ってしまってください。

そうすれば、皆さん、決して我々は批判するための委員会を開いているのではないので、ただ、わからないと、いつまでたっても続いてしまうので、そこら辺の根拠だけ示していただければと思います。

副委員長、ありがとうございます。

○橋本副委員長 ほかに質疑は。

○増渕委員 ありません。

○橋本副委員長 別段質疑もないようですので、委員長と交代します。

○増渕委員長 はい、それでは、委員長に戻ります。

ほかに委員の中で質疑のある方、はい、鹿妻委員。

○鹿妻委員 鹿妻です。

先ほど報償金についてお聞きしたのですけれども、ちょっとまたそれ絡みでお聞きします。

68 ページなのですけれども、上から3つ目、○の地域のチカラ協働事業費の報償費の関係、ちょっと金額が大きいので、お伺いしたいのですけれども、まず、この地域のチカラ協働事業のその事業の数というのは、見込みというか、いくつ事業があるということでしょうか。

○増渕委員長 執行部の説明を求めます。はい、市川協働のまちづくり課長。

○市川協働のまちづくり課長 はい、協働のまちづくり課長、市川です。

お答えいたします。

地域のチカラ協働事業は、2つの区分によって事業が構成されています。

一つは、17 地区全ての地区が取り組む地域づくり活動事業、内訳としましては、各自治会が管理していただいている防犯灯の維持管理や自主防犯団体、または、地区ごとに行われる敬老事業、また、地域環境ネットワークなどの事業になっておりまして、こちらは17 地区全ての地区で取り組む事業。

それから、地域のチカラ協働事業については、自由な発想で、地域の皆さんが合意形成のもと、取り組んでいただく事業になっております。

令和7年度においては、地域のチカラ協働事業、地域の方が主体的に行う事業は、今のところ2地区4事業を予定しております。

説明は以上です。

○増渕委員長 はい、ありがとうございます。

委員会の途中ではありますが、本日は東日本大震災発生から14年となります。

亡くなられた方々に対する黙禱のため、暫時休憩をいたします。

(午後 2時44分)

○増渕委員長 休憩に引き続き再開いたします。

(午後 2時47分)

○増渕委員長 委員の方で質疑のある方はお願いいたします。はい、鹿妻委員。

○鹿妻委員 はい、鹿妻です。

では、すみません。先ほどの続きなのですが、今事業の数でいうと21という数になるかなと思うのですが、それで、報償費自体が4,000万円ぐらいなので、割り算でいうと1事業当たり200万円ぐらいがその報償金という形になっていると思うのですが、それで、事業自体の補助金というのは大体同じぐらいの金額になるので、その人に払われる報償金という形で、1事業ちょうど200万円というのが、ちょっと何ていうか、多いのかなというか、ちょっと違和感のある、ですけれども、こういった内容というか、ちょっと詳しく教えていただければと思うのですが。

○増渕委員長 はい、市川協働のまちづくり課長。

○市川協働のまちづくり課長 はい、お答えいたします。

すみません。まず、先ほどの、何度もすみません、訂正させていただいて申し訳ないですが、私のほうでちょっと理解が不足してしまっていて、先ほどお答えしたのについては、18節の補助金、地域のチカラ協働事業の4,500万円の事業の内訳となっております。

それで、鹿妻議員が本来質疑していただいていたものは、07節の報償費の内訳のことで、ご質疑いただいていたかと思いますが、そちらの内容をこれから説明させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。申し訳ありません。

それで、ただいまの7節の報償費の内訳といたしましては、先ほども少し触れましたが、市内にある148の自治会の報償金がまず一つあります。

こちらは市内の世帯数、加入世帯数によって4つの区分に分けて補助をするプラス、あと世帯割という形で、1世帯630円掛ける世帯数というもので各自治会に報償費として支給しているもので、こちらの内容は、例えば、広報かぬまの配布や連絡体制をとっていただくとか、行政のほうでお願いしている依頼事項に対応していただくための報償費となっております。

また、さらには、地域のチカラ協働事業の審査会審査委員4名への謝礼、さらには、みまもり隊、各地区に高齢者の見守り活動を行ってくださっている約380名ほどのみまもり隊の方々へ月500円の謝礼として確保している内容となっております。

説明は以上です。

○増渕委員長 はい、鹿妻委員、大丈夫ですか。

まだ、はい。どうぞ。

○鹿妻委員 はい。ありがとうございます。

ということは、この報償金というのは、普段、その協働事業外、外というか、普段のそういった活動に関しても、それに関する報償金が、この中に入っているようなイメージという。

○増渕委員長 はい、執行部の説明をお願いいたします。市川協働のまちづくり課長。

○市川協働のまちづくり課長 はい、お答えいたします。

はい、協働事業の以外というか、協働活動の、地域の共助の活動のベースとなる活動と、私どもは捉えております。

先ほどの協働事業補助金の中にも、防犯灯の維持管理、自主防犯団体の活動においても、同じようなベースとなる協働にとって大切な活動費かと思って、捉えております。

説明は以上です。

○増渕委員長 わかった？

はい、鹿妻委員、まだあれば。

○鹿妻委員 はい、では、すみません。

となると、58 ページのほうの下のほうの自治会、自治振興事業費で書いている報償金というのは、また、それとは別のということでしょうか。

○増渕委員長 市川協働のまちづくり課長。

○市川協働のまちづくり課長 はい、お答えいたします。

58 ページの自治振興費の中の報償費というのは、市内の 148 の自治会で連合している自治会連合会の報償費となっております。

内訳としましては、全自治会長を対象とした自治会長全体研修の経費や役員視察研修、さらには自治会の加入率が今低くなっているということで、課題になってはいますが、自治会の連合会の皆さんも積極的にその課題に取り組んでいただいて、自治会加入促進特別委員会というようなもので、調査・研究していただいております。

そういったものへの報償費となっております。

説明は以上です。

○増渕委員長 大丈夫ですか。納得しましたか、はい。

ほかに質疑のある、早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

233 ページ・234 ページの職員数、給与に関する一覧表の中で、職員の数、職員数についてお聞きします。

(1) 総括では、前年比から 36 人増えて、1,337 人。

その下について、アの会計年度任用職員以外がプラスマイナスはなくて、同じ人数で、右のページについて、234 ページのイで、会計年度任用職員は 36 人増えて、480 人。

今年は人数を増やして業務に当たっていくという、そういった発想なのでしょうか。

それとも何か事情がございましょうか。お願いします。

○増渕委員長 執行部の説明を求めます。仁平人事課長。

○仁平人事課長 人事課長の仁平です。

早川委員の質疑にお答えをいたします。

令和 7 年度職員数は、6 年度と同じ人数で計上しています。

会計年度任用職員につきまして、36 名の増となっている理由につきましては、育休や産休、特に昨今男性の育児休業取得者が増加しております。

それで、その代替え職員の増、代替え職員を配置するための増でございます。

令和 6 年度中に育児休業を取得した職員数は 55 名、令和 7 年 2 月末現在では、37 名

が育児休業や休職等を取得中で、令和7年度については、復職等を差し引くと、27名の代替職員を見込んでおります。

そのほかに、道路や公園の草刈り等の整備を行う作業員に4名の増、業務量の増加が見込まれるマイナンバー係に2名の増、国勢調査の担当部署に1名増、こども給付係に1名の増員を見込んでおります。

また、令和6年度まで介護保険特別会計から人件費を支出していた、主任介護支援員につきまして、重層的支援体制整備事業交付金の関係で、令和7年度は一般会計から支出するため、主任介護支援員分が1名増となっております。

以上の合計36名が増となっております。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 はい、早川委員。

○早川委員 はい。ありがとうございました。

確かに増えている方もいらっしゃるわけですが、今の育休等々で代替えでいらっしゃっている、もう既にいらっしゃっている方がいるという認識であれば、もうこれ444名から、今現在もう既にそういった方が増えているという、そういった認識で間違っていないですか。

○増渚委員長 執行部の答弁を求めます。仁平人事課長。

○仁平人事課長 はい、人事課長、仁平です。

早川委員の質疑にお答えいたします。

前年度の当初予算で見込んでいた444名から、令和6年度を運営していく中で、産休・育休をとる職員がでしたり、業務の増加が見込まれたことから、人数を増やしまして、現在いる人数で来年度も会計年度任用職員を見込んでいる数字になっています。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 はい、大丈夫、そうだね、実質増えていないということ、はい。

ほかに質疑のある委員は、はい、大島委員。

○大島委員 大島です。

2款総務費1項総務管理費の2目、総合企画費の中で、企画調整事務費で、鹿沼・栗野の合併20周年事業をやるとおっしゃいましたけれども、記念事業の具体的な中身があって、積算で、予算を出していると思うので、中身を教えてください。

○増渚委員長 執行部の答弁を求めます。はい、佐藤総合政策課長。

○佐藤総合政策課長 はい、総合政策課長の佐藤です。

大島委員の質疑にお答えいたします。

企画調整事務費の中に、来年度合併20周年記念事業費を含めております。

主な内容、説明させていただきます。

ページとしましては、予算に関する説明書になるのですが、そちらで説明させていただきます。

2目総合企画費の○、説明欄の○2つ目、企画調整事務費の中に含まれておりまして、上から、あ、すみません。

すみません。説明書の52ページになりますね。すみません。

それで、続けさせていただきます。

企画調整事務費のうちの、まず報償費としまして、6万円が、こちら、合併記念事業の祝い隊というものを市民公募と職員から23名応募いただきまして、こちらで企画運営をしていただく、まず報償費となっております。

その下の20万円、こちらにつきましては、旧栗野町の合併50周年のときに埋めたタイムカプセルがありまして、そちらが合併のこの、合併20周年後にあけるということになっておりまして、そちらの開封を行います。

そちらの中にクイズ等が入っておりまして、その正解者に賞品を出すというのが、この20万円という形になっております。

続きまして、10節の需用費の中の消耗品の中に、ポケットティッシュであるとか、あと木製のピンバッジですね、こちらを作成する費用が126万6,000円の中の120万3,000円となっております。

さらに、10節需用費の印刷製本費の35万8,000円なのですが、こちらにつきましては、記念誌の発行と、あとロゴシールと、PR用のロゴシールの作成費用となっております。

続きまして、12節の委託料の事業費130万円ありますが、こちらの100万円が合併記念事業費となっております。

それで、こちらにつきましては、先ほど言いました祝い隊のほうで、企画提案をいただいているのですね。

それで、そちらをこれからブラッシュアップ、全部で二十数人いますので、そちらの方がそれぞれアイデアいただいておりますので、そちらで2つか、3つに絞りまして、その100万円の中で実施するというような事業になっております。

そのほかなのですが、以上が、先ほどの企画調整事務費の中で立てている事業なのですが、そのほかに、今決まっているものでして、別の部局で所管しているのですが、高村光雲さんがおつくりになった、上粕尾の木を使っておつくりになった老猿がございまして、そちらの見学、を見学と、あとは学者さんというか、大学の先生を呼ぶか、大学の先生あたりを想定しているのですが、記念講演会などを一緒にやっていただくというようなことも期待しております。

そのほか、栗野の昔話というのを、地元で、栗野地区で、地元でつくっている方、いらっしゃるのですが、そちらの発行なんかも考えております。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 はい、大島委員、説明は終わりました。

○大島委員 はい、続けてですね。

その52ページで、まちづくり戦略事業費という、これも総務でいいのですよね。

移住定住について、ここで予算を聞いたと思うのですがけれども、この移住定住の報償金の内容と、新卒者祝い金もここで聞いてしまっても大丈夫なの。

○増渚委員長 大丈夫ですよ、さっき言っていた。

○大島委員 400万円計上していますが、これ、サンキューいちご市(39,154円)で計上しているから、100人分ということでもいいのかな。とりあえず聞いてください。

○増渚委員長 執行部の説明を求めます。別井地域課題対策課長。

○別井地域課題対策課長 はい、地域課題対策課長の別井です。よろしくお願いいたしま

す。

大島委員の質疑にお答えさせていただきます。

予算の説明書 52 ページ、まちづくり戦略費、こちらの一番下のところですね。

負担金、補助金ということで、まず下から 2 行目、移住支援補助金、こちらにつきましては、東京圏からの移住者に 1 世帯当たり 100 万円を補助するような制度内容になっておりまして、来年度予算 600 万円ということで、3 世帯分ですね、3 世帯 6 人で、3 世帯掛ける 100 万円で 300 万円。

そして、18 歳未満のお子さんがある場合には、1 人当たり 100 万円の子供加算というのがつきますので、子供の加算を 3 名ということで、全部で 3 世帯 9 人 600 万円を、歳出を見込んでおります。

続きまして、先ほど、サンキューいちご市のほうですね。

ページめくっていただいて、54 ページになります。

こちらにつきましては、市内に在住している方で、令和 7 年 3 月に卒業いたしまして、7 年度中に市内に本社がある事業所に初めて正職員として就職された方を対象に、一律、サンキューいちご市、3 万 9,154 円を祝い金として支給する制度であります。

こちらにつきましては、約 100 人ということで、400 万円ですね、サンキューいちご市（3 万 9,154 円）掛ける約 100 人ということで、400 万円を計上させていただきました。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。大島委員、どうぞ。

○大島委員 はい、いや、サンキューいちご市はわかったのですけれども、切りがいいところで 4 万円にしてやって、100 人でいいのではないかなと思っているのですけれども、それはそれとして。

○増渕委員長 そうだよな、普通ね。しゃれている場合ではないよね。

（「そう」と言う者あり）

○大島委員 もう 1 点。

○増渕委員長 はい、どうぞ。

○大島委員 2 款総務費 1 項総務管理費の公用車管理費の中で、高所作業車の話があったではないですか。

高所作業車を自分のところで持って使うというのですけれども、具体的にその稼働率、どこの部でどういうふうに使って、稼働率がどれだけあるのか。

借りてしまったほうが自分で持つよりも、管理費とか大変だから、借りてしまったほうが安いのではないかなと思っているのですけれども、自分で持ったほうがいいのですね。

○増渕委員長 執行部の答弁を求めます。はい、網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。

大島委員の質疑にお答えいたします。

高所作業車ですね、こちら購入で、1,100 万円ほどの予算を見込んでおります。

それで、こちら、実際の稼働、運用方法なのですけれども、今現在、市有地、更地の市有地が行政経営課で管理しておりまして、そういったところで、中高木、そういった

樹木もございます。

そのほか、市営住宅の敷地及び学校の敷地、あと道路関係の公園関係、そういった部局で使いますので、行政経営課ですとか、ほかに都市建設部の整備課、維持課、教育委員会の学校施設、あと戻りますが、建築課、そういった部署で使いまして、令和6年1月から12月、1年間の実績ですと、月平均13回ほど出勤、車を使っているのですね。はい。

(「一月」と言う者あり)

○網行政経営課長 はい、1カ月当たり13回出ているので、そうしますと購入したほうが、ちょっと経費的には効率がいいので購入ということで、予算計上させていただきました。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 これ、使ったほうがいいよ。

○大島委員 いいですか。

○増渕委員長 はい。

○大島委員 これは何か作業系の免許等は特にいらないのですか。

○増渕委員長 執行部の答弁を求めます。はい、網行政経営課長。

○網行政経営課長 こちらも講習を2日間ですね、行って、資格をとるのですが、職員で、結構もう取得しています。

というのは、人事のほうで、専門研修で予算もつけていますので、何人というずばりは出ないのですが、20人、30人、そういった人数がもう持っていますので、そういった人が現場に行って作業しているという形で運用しております。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 はい、大丈夫ですか。

○大島委員 了解です。

○増渕委員長 はい。

ほかに質疑のある委員は。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第2号中総務常任委員会関係予算につきましては、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号中総務常任委員会関係予算につきましては、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第7号 令和7年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしく申し上げます。

議案第7号 令和7年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算について、主な内容をご説明いたします。

「予算に関する説明書」の後ろから2番目になりますインデックス、粕尾財産区特別

会計、3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

上から3段目、2款「繰入金」1項1目「財政調整基金繰入金」17万4,000円につきましては、財産区の管理費などに充てるため、「粕尾財産区財政調整基金」から繰り入れるものであります。

5ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

一番上の段、1款「管理会費」1項1目「管理会費」10万6,000円につきましては、管理会会長及び委員報酬などを計上したものであります。

以上で、令和7年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算の説明を終わります。

○増淵委員長 はい、ありがとうございます。

執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ありません。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第7号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増淵委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第8号 令和7年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくをお願いいたします。

議案第8号 令和7年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算について、主な内容をご説明いたします。

「予算に関する説明書」の一番後ろのインデックスになります。清洲財産区特別会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

上から3段目、2款「繰入金」1項1目「財政調整基金繰入金」100万8,000円につきましては、財産区の管理費などに充てるため、「清洲財産区財政調整基金」から繰り入れするものであります。

5ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

中ほどの、3款「財産費」1項1目「財産管理費」、説明欄、1項1目、説明欄1つ目の○、財産管理費、91万7,000円につきましては、財産区区有林の下草刈り及び忌避剤散布に係る負担金などを計上したものであります。

以上で、令和7年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算の説明を終わります。

○増淵委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第8号につきましては、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渚委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第11号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算(第8号)についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願いいたします。

議案第11号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算(第8号)のうち、関係予算の主な内容についてご説明いたします。

「令和6年度補正予算に関する説明書」、表紙に一般会計(第8号)と入っている冊子の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

1段目の、1款「市税」、1項「市民税」、1目「個人」における、右側4ページの説明欄、個人均等割、個人所得割を合わせまして、1億2,603万8,000円の減につきましては、個人所得の伸びが当初の見込みを下回ったことなどから、実績見込みにより減額するものであります。

次の段の、2項1目「固定資産税」の右側4ページの説明欄、土地、家屋、償却資産等を合わせまして、1億7,600万円の増につきましては、家屋の新築や企業の償却資産などの実績見込みにより増額するものであります。

次の段の、6項1目「都市計画税」におきましては、固定資産税と同様に、土地及び家屋分の実績見込みにより増額するものであります。

次の段の、11款1項1目「地方交付税」の4億3,690万6,000円の増につきましては、国におきまして、普通交付税交付額の再算定が行われ、追加交付額が決定したことによるものであります。

2段下になります、14款「使用料及び手数料」2項5目「消防手数料」478万5,000円の減につきましては、危険物タンク検査などに係る手数料の実績見込みにより、減額するものであります。

5ページをお開きください。

2段目の、15款「国庫支出金」2項1目「総務費国庫補助金」979万6,000円の増につきましては、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることを受け、市民に向けた通知、この関係経費の財源として、国の補正予算により、令和6年度に交付決定され、令和7年度に繰り越して実施する方針が示されたことから、今回の補正予算に計上するものであります。

続きまして、2項の一番下、6目「商工費国庫補助金」879万4,000円の増につきましては、大芦川のパトロールや来訪者への啓発などについて、観光庁のオーバーツーリズム未然防止を図る補助金が採択されたことにより計上するものであります。

一番下の段の、16款「県支出金」2項1目「総務費県補助金」、説明欄の2行目「バス路線対策費県補助金」142万6,000円の増につきましては、リーバス・予約バスの運行経費に対する県補助金について、本年度の実績を踏まえ増額するものであります。

2行下の、「水源地域整備事業費県補助金」640万円の減につきましては、南摩ダムの完成時期が2年延長されたことにより、ダムの湖面利用などのためのトイレ整備について、ダム完成時期にあわせ、工事を延期することなどから、その財源についても減額するものであります。

7ページをお開きください。

中段の、3項1目「総務費委託金」2,660万7,000円の減につきましては、説明欄に記載されている、令和6年度に実施されました「栃木県知事選挙」、「栃木県議会議員選挙」、「衆議院議員選挙」につきまして、それぞれ関係経費の実績を踏まえ、減額するものであります。

9ページをお開きください。

3段目の、18款「寄附金」1項1目「総務費寄附金」45万9,000円の増につきましては、ご寄附をいただきました実績により、増額するものであります。

次の段の、19款「繰入金」2項「基金繰入金」1目「財政調整基金繰入金」4億円の減につきましては、本補正予算の歳入歳出の財源調整として、減額するものであります。

次の、5目「かぬま・あわの振興基金繰入金」2億9,874万5,000円の減につきましては、県企業局と連携して進めている鹿沼インター産業団地の負担金について、分譲収入の増及び工事費の減などにより、県企業局の事業収支が見直され、今年度の負担金が3億3,000万円から3,000万円に減額されたことから、その財源として計上している繰入金につきましても同額の3億円を減額するものであります。

なお、差額の125万5,000円につきましては、基金利子の増に伴う繰入金となります。

11ページをお開きください。

3段目の、21款「諸収入」4項3目「雑入」の説明欄の2行目「消防雑入」2,443万9,000円及び3行目の「共済金及び賠償金」348万円につきましては、全国私有物件災害共済会からの共済金であります。

消防につきましては、令和4年度に落雷により被害を受けました高機能消防指令センター通信機器などが対象であり、「共済金及び賠償金」は、学校や保育園の落雷被害等による合計額であります。

13ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

2段目の、2款「総務費」1項「総務管理費」3目「行政情報システム管理費」134万1,000円の減につきましては、行政情報ネットワークシステムの保守の実績見込により、減額するものであります。

次に、5目「交通対策費」、4,570万円の増につきましては、「バス路線対策費」について、運賃収入は増加している一方、人件費や物価高騰に伴う経費の伸びが収入増を上回ることから、本年度の収支をもとに、バス路線維持費補助金を増額するものであります。

次の、8目「財産管理費」の右側の説明欄、上から3つ目の「○」、「減債基金積立金」1億6,060万4,000円の増につきましては、本年度の普通交付税において、令和7年度及び令和8年度の臨時財政対策債償還分として、追加交付された額と基金利子分について、積み立てを行うものであります。

なお、兩年度において基金から繰り入れし、市債償還費に充当することになります。

次の、「公共施設整備基金積立金」1,196万7,000円の増につきましては、現在整備を検討している水田近代化施設に係る費用として役立てていただきたいとのご意向からお寄せいただきました1,000万円の寄附金のほか、基金利子分について積み立てるものがあります。

次の、9目「集中管理費」200万円の減につきましては、本庁舎の電気料について実績見込みにより減額するものであります。

次の、11目「地域振興費」の説明欄、1つ目の「○」、「協働のまちづくり推進事業費」290万円の減につきましては、自治総合センターで実施している自治会活動費の助成、活動等の助成金について、採択が1件となったことなどから関係経費を減額するものがあります。

次の、「地域のチカラ協働事業費」900万円の減につきましては、5地区及び栗野4地区合同で実施した協働事業等の実績見込みに伴い、減額するものであります。

次の、「水源地域振興事業費」1,029万2,000円の減につきましては、16ページにかけてとなりますが、南摩ダムの完成時期が2年延長されたことに伴うトイレ整備工事の延期及び携帯基地局設置の工事費の実績減により、減額するものであります。

15ページをご覧ください。

2段目の、3項1目「戸籍住民基本台帳費」979万6,000円の増につきましては、戸籍の記載事項への振り仮名の追加について、市民に向けた通知の印刷費及び郵送料を計上するものであります。財源である国庫補助金に合わせ、今回の補正予算に計上するとともに、繰越明許費を設定するものであります。

次に、3段目の4項「選挙費」であります。3目「栃木県知事選挙費」948万3,000円の減、4目「市長選挙費」747万2,000円の減、17ページになりますが、5目「栃木県議会議員選挙費」541万8,000円の減、6目「衆議院議員選挙費」1,170万6,000円の減につきましては、それぞれの選挙の執行に要した経費の実績に基づき、関係経費を減額するものであります。

29ページをお開きください。

14款「予備費」4,483万8,000円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）のうち、関係予算の説明を終わります。

○増淵委員長 はい、ありがとうございました。

執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

大丈夫ですか。はい、早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

最後のほうの説明だったと思いますが、18ページに、その前の16ページから18ページの説明の中にあります。県知事選挙、市長選挙、県議会議員選挙、衆議院議員選挙で、それぞれ大きく実績が減額されているので、これはどういったところが一番大きい要因なのか、教えてください。

○増淵委員長 執行部の説明を求めます。はい、湯澤選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長。

○湯澤選挙管理委員会事務局長 はい、選挙管理委員会事務局長、湯澤です。

ただいまの早川委員の質疑にお答えをいたします。

各選挙の補正額の、大きな補正額の主な内訳ということかと思えます。

まず、栃木県議会議員選挙、その前に、まず、県、選挙費の積算につきましては、県選挙以上となりますと、国のほう、または県のほうから金額の提示がございます。

そちらをもって予算化することになりますので、そちらの内訳で主に予算を前回のものと対比しながら、調整をかけているという、前段がございます。

その金額の中で積算をしましたものです。

まず、県知事選挙の948万3,000円の減額補正の主なものにつきましては、まず1節の報酬の169万6,000円と3節の、失礼しました。16ページになりますね。

3節の職員手当の353万9,000円、こちらがまず大きい金額になってございますが、こちら、今回県議会議員補欠選挙が同時に行われたものですから、2つの選挙がそれぞれ告示日が違っておりまして、どうしても2回投票に来ることも考えられたものですから、ちょっと以前の、16年前になるのですけれども、その辺も勘案しまして、同じ日程に、8日間の日程とさせてもらいました。

そんなこともございまして、選挙の立会人報酬ですとか、あと職員の時間外勤務手当等が大きく減額となつてございます。

次に、大きなところで、11節の役務費、113万2,000円ですか、こちらにつきましては、郵送料の実績と、また、こちら選挙公報の折り込みを必ず行うわけなのですが、こちら見積もり合わせによる減もございまして、若干の残が出ているということと、あと機械、開票、主に開票、または投票用紙を交付する際に自動で出る機械なのですけれども、こちらの検査手数料などをちょっと多めに見越しているものですから、そちらの残が出たということです。

最後に、これは3つ目ですね、3つ、12節の委託費の240万5,000円、こちらにつきましては、選挙工事費の229万1,000円が大きな減になってございますが、実はこちら県議補選とあわせて鹿沼市の場合は行ったものですから、県のほうで、通常は別々に立てるポスター掲示場をある程度一体化したものでつくってくださいという通知がきましたので、2回立てる手間がなくなったということで、県議補選と按分した形でつくつたものですから、減額が大きくなったということになります。

続きまして、市長選挙になります。

17・18ページが主になりますが、市長選、初めに職員手当の172万1,000円の減、こちらにつきましては、実は4年前と比較しまして、職員の業務に当たる体制を変更をしていただきました。

専属の職員10名が、それぞれ当たるということになりましたので、そちらのほうの人員費の減額ですとか、あと開票作業の中心となる投票用紙の読み取り機械ですね。こちら国で購入したものをうまく計算して配置しまして、そちらで開票スピードをアップさせたということもございまして、そちらでの減額が主なものです。

続きまして、役務費ですね。114万9,000円の減、こちらにつきましても、先ほどと

同様ですね、郵送料ですとか、あと選挙公報の見積もり合わせ、あとは機械点検の手数料などの減のほか、市の選挙ですと不在者投票を各病院でやっていただきますと、その手数料として、1,070円ほどお支払いするわけなのですけれども、そちらが500件で見越していたところを、147件で、150件程度で済んだということで、そちらの減も大きかったというふうに認識しております。

あと最後に、18節の負担金、こちらにつきまして、選挙公営の金額、予算になります。予算としては3名の候補者を予定しておりました。

それで、総額は1人大体、はがきですとか、ポスターですとか、そういう御存じの選挙公営の費用等、約166万円ほど、1人分見込んで、3名分用意していたのですが、2名の候補者で、大体280万円ほどで終わったといえますか、済んだものですから、そちらの減額をさせていただいたという内容になっております。

最後に、あと、県議補選につきましては、実施しなかったということが大きな理由となっております。

あと、衆議院議員の選挙につきましては、こちら3節の職員手当の518万9,000円の減が大きいかと思うのですが、こちら、今回、国政選挙ということで、読み取り機械を1台購入いたしまして、そちらの効力があったということで、開票作業も大幅に早くなったということです。

加えまして、比例等々がございますので、ある程度開票作業の長時間化を見越していたというところもございますので、そちらの減が大きかったかなと思います。

これが最後になりますが、それと12節の委託料ですね。

こちらは選挙工事の費用が250万8,000円と大きく減額をされておりますが、実は衆議院議員選挙については、御存じのように、解散総選挙だったわけなのですが、実は10月の1日に県知事選挙関係のポスター掲示場の入札を終えていまして、その後すぐにまたポスターを立てなくてはならないということで、業者さんがなかなか、入札もできないし、見つからないということ想定しまして、ちょっと予算を多めに膨らましてとっていたものですから、大幅なここで減が生じたという形になってございます。

以上で説明を終了いたします。

○増渕委員長 はい、ありがとうございます。大変わかりやすい説明。

早川委員、大丈夫ですか。

○早川委員 はい。

○増渕委員長 はい。大丈夫ですか。

ほかに11号の、議案第11号についての質疑のある委員はいらっしゃいますか、はい、石川委員。

○石川委員 石川です。

6ページのオーバーツーリズムの補助金なのですが、環境庁のほうからということで、こちらは、もともと、その大芦川のパトロールとか、看板設置をしているものに対する国の補助金をとれたということなのか、新たに何か事業をやろうとしているのか、ちょっと、あと、そのもともとやっているものだとすれば、丸々これが使えることになったのか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○増渕委員長 はい。執行部の説明を求めます。別井地域課題対策課長。

○別井地域課題対策課長 はい、地域課題対策課長の別井です。よろしくお願いいたします。

石川委員の質疑にお答えさせていただきます。

まず、このオーバーツーリズム補助金は、環境庁のほうで、今年度、令和6年度から開始された事業なものですから、ちょっと最初、12、去年ですから、去年、一昨年ですね、令和5年12月頃にちょっと概要が出て、ちょうどその頃が6年度予算の編成作業とやっているもので、ちょっとその頃の見込みでは、ちょっとこの6ページ、予算書でいいますと、6ページの同じ15款2項3目ですね、衛生費国庫補助金の上から2段目のところですね。

環境保全対策費国庫補助金ということで、78万8,000円、これ、ちょっと減額しているのですが、当初はその概要を見て、チラシとか、横断幕とか、看板ぐらいしか、ちょっと補助にならないだろうということで、当初は78万8,000円ということで見込んでおりました。

今回、これを78万8,000円減にして、ゼロにいたしまして、新たに、この商工費国庫補助金ということで、879万4,000円、こちらを振り替えさせていただいたのですが、その後、令和6年3月ぐらになって、いろいろ要綱が出たときに、「あ、これも使えるな」とか、「これも使えるな」ということで、この補助金をふるに活用したいということで、ちょっと金額的に当初78万8,000円だったものが、879万4,000円、10倍ぐらい、ちょっと増えたということになります。

それで、当初見込んでいたのは、先ほど申しましたチラシとか、看板とか、横断幕みたいなものだけかなと思っていたのですが、河川のパトロール、ちょっと毎日、ちょっと環境課のほうで実施していただいているのですが、その辺のパトロールの委託費ですとか、あとは地域おこし協力隊で、小村さんという方が、ちょっと大芦川関係の公害対策なんかに取り組んでいただいております、その人の委託料の経費。

あとは、ちょっと大きかったのは、西大芦コミュニティセンター、新しくなったのですが、古いほうをちょっと解体させていただいて、そこも夏場の臨時駐車場にするということで、観光公害対策ということで、そのような名目で、ちょっと補助金を申請させていただいて、その辺のところが大分増えたものですから、実際には78万8,000円を当初予算では見込んでいたところ、879万4,000円ということになりました。

それで、87万9,000円の内訳といたしましては、ちょっと歳出のほうは、ちょっと補助率は2分の1なので、ちょっと倍にはなってしまうのですが、河川パトロールの経費ということで、315万円ほど補助が対象になりました。

あと観光公害対策委託料ということで、こちらは、先ほどの地域おこし協力隊の活動133万円ほどですね、こちらが補助対象になりました。

あと、臨時駐車場の整備ということで、旧コミセンの解体の経費のうち、1,300万円ほど、それで、合わせまして1,700、その3つですね、3つ合わせまして、1,758万円ほどになりまして、その補助額の2分の1、879万4,000円が今回補助になったということです。

実際に見込んでいたものよりも、大分、こういう事業も、こういう事業も使えるということがわかったので、ふるに活用させていただいた結果、このような形で今回の補正

を計上させていただいたというような流れになっております。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 はい、ありがとうございました。丁寧な説明ありがとうございます。

ほかにありますか。

別段ないようですので、議案第 11 号中総務委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は、3時45分といたします。

(午後 3時37分)

○増渕委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

(午後 3時45分)

○増渕委員長 次に、議案第 15 号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、福田契約検査課長。

○福田契約検査課長 契約検査課長の福田です。よろしくお願いいたします。

議案第 15 号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

令和 6 年 7 月 29 日、議案第 62 号として議決をいただきました「令和 6 年度市道 0365 号線新田橋上部工建設工事」につきましては、その後一部設計変更により、請負額が 2,864 万 4,000 円増の、税込み 7 億 5,794 万 4,000 円となるため、契約金額を変更するためのものであります。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑のある方はいらっしゃいますか。

はい、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 15 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 17 号 鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、柿沼デジタル政策課長。

○柿沼デジタル政策課長 デジタル政策課長の柿沼です。よろしくお願いいたします。

議案第 17 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について、説明します。

新旧対照表、議案資料 1 ページをご覧ください。

この条例の改正は、新婚生活の支援に関する事務において、マイナンバーを利用した

他市町村との情報連携を行うことにより、補助金の申請書類の一部を省略し、手続の負担軽減と利便性の向上を図るためのものです。

マイナンバーを本市の事務で利用し、情報提供ネットワークを用いて情報連携をする場合は、法律の規定により、当該事務等を条例で規定しなければなりません。

現在本市で行っている「結婚新生活支援補助金交付事務」において、補助要件である「所得」を確認するため、申請時の添付書類として「所得証明書」を求めています。

マイナンバーを利用し、他市町村と情報連携をすることで、所得証明書の添付を省略し、申請者の負担軽減を図るため、条例を改正することとしました。

新旧対照表の改正の内容になります。別表第1、この別表第1というのは、マイナンバーを独自に利用する事務になりますが、そちらに「結婚新生活支援補助金の交付に関する事務」を追加するものです。

次に、別表第2、こちらは独自利用する特定個人情報になりますが、こちらに「結婚新生活支援補助金の交付に関する事務」において、特定個人情報である地方税関係の情報を追加するものです。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、早川委員。

○早川委員 はい、早川です。

先ほどほかの市町村と連携をして、そこで申請したものがというご説明ありましたが、これはあまねくほかの市町村も完了しているということの認識なのですか。

それとも、まだ、何ていうのですか、温度差があって、進んでいない市町村というのは、まだそのちょっとずつこけるというか、そういったこともあるという認識なのかな、どういう状況かなと思ひまして、説明をお願いします。

○増渕委員長 執行部の説明を求めます。柿沼デジタル政策課長。

○柿沼デジタル政策課長 はい、デジタル政策課長の柿沼です。

早川委員の質疑にお答えいたします。

他の市町村との温度差なのですけれども、今回の独自利用の事務といたしますのは、全国の市町村でやっているものではなく、各市町村でやりますと手を挙げて、条例を改正して、実施するものになります。

ですので、鹿沼市においては、今回この条例を改定することによって実施しますが、ほかの市町村で全てやっているわけではなく、この条例を変更しない市町村において、この事務をやる場合には、所得証明書とかの添付をしてもらうという形になります。

また、この事務については、申請する時期が決まっています、今条例を改正しますと、今年の6月に国の個人情報保護委員会に申請をしまして、実際に情報提供ができるのは、来年の2月からというふうになっております。

説明は以上です。

○増渕委員長 はい、大丈夫ですか。

○早川委員 はい。

○増渕委員長 ほかに委員の方で質疑のある方はいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

はい、それでは別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 17 号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 はい、ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 18 号 鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、仁平人事課長。

○仁平人事課長 はい、人事課長の仁平です。よろしくをお願いいたします。

議案第 18 号 鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正についてご説明いたします。

お手元の新旧対照表の 2 ページをご覧ください。

本議案は、育児・介護休業法の改正に伴う、人事院規則の改正に準じ、子の看護休暇を取得できる事由の拡大や介護と仕事の両立支援の制度を定めるためのものであります。

具体的には、「育児を行う職員の深夜勤務、時間外勤務の制限」ができる対象の職員を、従前の「3 歳に満たない子のある職員」から「小学校就学前の子のある職員」に拡大するものであります。

また、「子の看護休暇」の取得事由の対象を、従前の「子の病気やけがの世話」に加えて、「子の入園・卒園式、入学式への参加」等や「感染症に伴う学級閉鎖等」の場合でも取得できるよう、取得事由を追加するものであります。

また、介護を必要とする家族等を持つ職員の仕事と介護の両立支援として、介護休暇制度の周知や相談体制等の職場環境の整備について、新たに定めるものであります。

なお、新旧対照表の 4 ページ、第 2 条による改正、及び 5 ページの第 3 条による改正は、関係法律等の改正による項ずれを改正するものであります。

以上で、説明を終わります。

○増渕委員長 はい、ありがとうございます。

執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

大丈夫ですか。

はい、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 18 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渕委員長 はい、ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 19 号 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、仁平人事課長。

○仁平人事課長 はい、人事課長の仁平です。よろしくをお願いいたします。

議案第 19 号 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、ご説明いたします。

お手元の新旧対照表の 6 ページをご覧ください。

本議案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員及び企業職員の扶養手当等の支給要件、地域手当の支給率等を見直すためのものです。

まず、扶養手当につきましては、配偶者に係る扶養手当を、令和8年度までに段階的に廃止します。

また、子に係る扶養手当を、令和8年度までに段階的に引き上げ、子供1人当たりの扶養手当の額を、従前の1万円から1万3,000円に引き上げるものであります。

7ページ及び8ページをご覧ください。

地域手当につきましては、手当の級の区分が、従前の市町村単位から、都道府県単位に改正されるため、令和8年度までに、7級値の3%から、5級値の4%に段階的に引き上げるものであります。

具体的には、国の方針として、県内宇都宮市等の支給率、支給割合が下がる市の激変緩和措置を待つために、鹿沼市においては、令和7年度は従前どおり3%、令和8年度に4%に引き上げとなります。

9ページをご覧ください。

通勤手当につきましては、公共交通機関を利用する通勤手当の、一月当たりの額の上限額を現行の5万5,000円から、15万円に引き上げるものであります。

11ページをご覧ください。

管理職特別手当は、災害や緊急の必要がある公務等で、管理職が週休日や深夜等に勤務した場合に支給される手当です。

今回の改正は、平日の深夜に係る支給対象時間を、従前は午前零時から午前5時まででしたが、改正後は、午後10時から翌日の午前5時までに拡大するものであります。

12ページからの、給料表の改正につきましては、より職責を重視した給料体系とし、昇給時の上昇幅を拡大するための改正であります。

なお、17ページ、第2条による改正、及び第3条による改正は、今回の改正による項ずれを改正するもの、18ページの第4条による改正は、企業職員の手当を一般職員同様に改正するものであります。

以上で説明を終わります。

○増淵委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第19号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増淵委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第32号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい、半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願ひいたします。

議案第32号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)のうち、関係予算の内容について、ご説明いたします。

この補正予算につきましては、令和7年度当初予算に計上しました小中学校の校舎等施設整備事業につきまして、国の令和6年度補正予算に伴い、国庫補助の採択が令和6年度に前倒しとなったことから、年度間の予算の組み換えなどを行うものであります。

お手元の「令和7年度補正予算に関する説明書」、表紙に一般会計（第1号）と記載されている冊子の3ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

中段の、19款「繰入金」2項4目「公共施設整備基金繰入金」1億7,666万7,000円の減につきましては、校舎等施設整備事業の財源として計上したものであります。令和6年度補正予算への組み替えにより、財源についても減額するものであります。

なお、同様に追加議案として提出いたしました令和6年度補正予算（第9号）になりますが、この第9号におきましては、国補正予算対応となりましたので、財源を繰入金から、充当率が拡充された補正予算債での対応へと変更しております。

以上で、令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）のうち、関係予算の説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第32号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○増渕委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第33号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくをお願いいたします。

議案第33号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）のうち、関係予算の内容について、ご説明いたします。

この補正予算につきましては、先ほどご説明させていただきました令和7年度一般会計補正予算（第1号）との組み換えとなっております。

国の令和6年度補正予算に伴いまして、国庫補助の採択が令和6年度に前倒しとなったことから、年度間の予算の組み換えとなっております。

お手元の「令和6年度補正予算に関する説明書」、表紙に一般会計（第9号）と入っているものの、5ページをお開きください。

関係予算といたしましては、歳出になります。

一番下の段、14款「予備費」につきまして、歳入歳出予算の調整額として、616万7,000円を減額するものであります。

以上で、関係予算の説明を終わります。

○増渕委員長 はい。ありがとうございました。

執行部の説明は終わりました。

質疑のある方はお願いいたします。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 33 号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増淵委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、陳情第 2 号 デマンドバスについてを求める陳情を議題といたします。

この件につきましては、事務局に陳情書の概要を説明させます。

はい、萩原事務局、はい。

○事務局 はい。ご説明いたします。

陳情第 2 号 デマンドバスについてを求める陳情について、その概要をご説明いたします。

この陳情は、令和 7 年 2 月 19 日に、早乙女礼子氏から提出されました。

趣旨としては、獨協医科大学病院行きのデマンドバスの運行を求める。

陳情理由として、自身は通院患者なので、利用者も多く必要だと思った。

以上の理由から、デマンドバスについてを求める陳情であります。

以上で趣旨説明を終わります。

○増淵委員長 事務局の説明を終わりました。

それでは、概要についての終わりましたので、陳情第 2 号について、執行部に確認したいことが、委員のほうからありましたら、質疑させてもらいますが、どうですか。執行部に対して、はい、鹿妻委員、どうぞ。

○鹿妻委員 では、鹿妻です。

すみません。これお聞きするのですけれども、デマンドバス、予約バスというのは、市外に出ること自体は、制度上できないわけではないのでしょうか。ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○増淵委員長 執行部の説明を求めます。能島生活課長。

○能島生活課長 はい、生活課長の能島です。

お答えします。

予約バスにつきましては、リーバスもそうなのですが、市民に身近な生活の足を確保するという趣旨からすると、基本的には、市内での移動、運行を考えていますが、例外的に、今西方病院に。

○増淵委員長 西方病院。

○能島生活課長 南押原と北押原地区は隣接しておりますので、実証運行しているという例はありますが、基本は市内の移動を想定しています。

以上で説明を終わります。

○増淵委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

大丈夫ですか。はい。

ほかに委員で質疑のある方は、はい、大島委員。

○大島委員 この出発地点と目的地の問題で、なるべく市内という話ですけれども、多分、これから広域的なその利用というか、市民サービスの上では必要な、そういう事態になってくると思うので、一考の余地はあると思うのですけれども、この陳情人というのは、池ノ森にいるから、とりあえずこの池ノ森から獨協ということなのでしょうけれども、例えば、デマンドバスが配備される地域があるわけですよね。

リーバスの地域とそのデマンド、リーバスが通っていない、デマンドでカバーされる地域と。

何ていうのですかね、リーバスが行っていないということは、市内全域からそこに行つてほしいという要望に聞こえてくるわけですよ。

そういったことというのは、可能なかどうかという問題もあると思うのですけれども、将来的にその利用者の数によっても、よるとは思うのですけれども、可能性としてどうでしょうか。

○増渕委員長 執行部の答弁を求めます。はい、能島生活課長。

○能島生活課長 はい、生活課長の能島です。

お答えします。

大島委員おっしゃるとおり、デマンド、予約バスは、リーバスがなかなか、ちょうど届かない、不便なところをカバーしているというものが基本的にあります。

池ノ森の方というのも存じ上げなかったのですが、基本的に、先ほど申し上げましたが、市外への移動、例えば、獨協という、「じゃあ、自治医大はどうなんだ」とかというふうになるかと思うのですが、市外への移動につきましては、リーバスや予約バスというのは駅までは行けるのですね。

そういう交通結節点までは、そういうコミュニティバスで行っていただいて、そこからは鉄道、タクシーなどのほかの交通機関を組み合わせ、利用していただければというふうに、担当課としては考えています。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 うん、東武とか行くね。はい、そういう考えだそうです。

(「はい」と言う者あり)

○増渕委員長 ほかにご質問、ご質疑のある方いらっしゃいますか。はい、仲田委員。

○仲田委員 はい、仲田です。

では、実証実験をやっている西方病院への、その利用率というか、利用人数というか、もう一度、以前聞いたと思うのですけれども、もう一度参考までに聞かせていただければと思います。

○増渕委員長 はい、執行部の答弁を求めます。はい、能島生活課長。

○能島生活課長 はい、生活課長の能島です。

お答えします。

すみません。詳細な資料は手元にはないのですが、週に1かゼロという報告を、1人かゼロということで聞いております。

あとでまとまったらご報告はしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 はい、ありがとうございます。

はい、ほかに、はい、石川委員。

○石川委員 石川です。

陳情理由のところに、利用者も多くというふうに書かれてはいるのですが、実際にその鹿沼市のほうに、こういったその要望といいますか、これまで寄せられたことがあるかということと、今後、そういう獨協に行きたいという患者さんがどのぐらいいて、お困りなのかという調査をするということ自体、可能なかどうか、その辺をお聞きしたいです。

○増渚委員長 執行部の答弁を求めます。能島生活課長。

○能島生活課長 はい、生活課長の能島です。

お答えします。

まず、こういった要望があったかということなのですが、要望は様々あるのですが、やはり大部分は市内の、例えば、「お買い物バスの逆回りはないの?」とか、あと、「こういう新しい路線はつくってもらえないの?」というものは、結構受けるのですが、獨協に関しては、私は、のところには、届いていません。はい。

あと、もう一つですね。ニーズですね。

獨協に行くようなニーズがということだったのですが、私どもは、人流データを今後もっと活用していきたいと思っています。

AI、ビッグデータとか、いろいろありますので、実際、私たちが思っている以上の人の動きがあるのではないかとということもちょっと探っていきながら、専門的な見も入れながら、ここは検討していきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 はい、石川委員、どうですか。

はい、どうぞ。

○石川委員 あともう1点お聞きしたいのですが、この陳情された方の年齢が割と、高齢者ではないような感じなのですが、高齢者でなかった場合に、その市外に通院される方に対しての、何らかの市で受けられる支援みたいなものというのは何かある、あるというか、あるのでしょうか。

○増渚委員長 執行部、答えられますか、それ。大丈夫ですか。

では、能島生活課長。

○能島生活課長 はい、生活課長の能島です。

福祉的な政策なので。

○増渚委員長 そうだね。

○能島生活課長 細かくは存じ上げていないのですが、障がいを持った方であれば、タクシー券が出ていると思います。

ちょっと、それ以外については、ちょっと、申し訳ない、私たちは定時定路線の公共交通を。

○増渚委員長 そうだね。

○能島生活課長 担当しているということなので、申し訳ありません。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 いやいや、とんでもない。

範囲以外まで答えていただいて、ありがとうございます。

ほかに委員の方で、執行部に対して確認というか、大丈夫ですか。

それでは、各委員の意見、考え方などを挙手をもってお願いいたします、この件について。

はい、鹿妻委員、どうぞ。

○鹿妻委員 鹿妻です。

ちょっと、その考えについてなのですけども、ちょっとこれ、陳情の内容自体が、ちょっと短いので、例えば、何に困っているのかというのが、ちょっとよくわからないかなというのがあります。

例えば、「お金がかかってしまうので、経済的に難しいんだ」という意味なのか、「乗り換えが面倒なんだ」みたいな意味なのか、その辺の背景というのがちょっとわからないというのがあります。

それで、例えば、その困り事によって、「これって、もう社会にとってよくない影響があるよね」となれば、「じゃあ、行政でコストを抑えて、何かやる必要があるよね」というような考えにはなると思いますが、この辺の背景というのが、ちょっとわからないというのがあるなと思いました。

○増渕委員長 はい。

ほかに、仲田委員、仲田委員、どうぞ。

○仲田委員 はい、仲田です。

理由が、ちょっとあまりにも個人的なものなので、というのがあるので、やっぱり公共性ということを考えると、うーん、これ調査が必要だなと思うのですね。

能島生活課長がおっしゃったように、今後人流データ、ビッグデータというのを活用して、やっぱり調べる必要があると思うのですね。

あとニーズなんかも詳しく調べられれば、実は潜在的な要望なんかがあったのかなというのもあるので、この時点で賛否を出すことはちょっとできないなということで、私は継続を求めたいと思います。

○増渕委員長 はい、継続の意見が出ました。

駒場委員、どうですか。ありますか。

○駒場委員 はい。陳情された趣旨というのは、一般的な意見とえば、一般的な意見で、シンプルすぎるなということがもうあるので、行政の対応という形をかながみますと、やっぱりこの場ではちょっと結論はつけられないなというふうに思います。

○増渕委員長 はい。

大島委員、どうですか。

○大島委員 私は、一般的にというの、この陳情人の個人的な意見のような気がしてならないので、できれば、陳情人のお話をやっぱり聞いて、この人は「利用者が多くいて必要だ」と言っているけれども、実際がわからないではないですか。

だから、そこら辺もやっぱり調査しながら、ちょっと本人のどうしてこういう陳情に至ったのかも聞きながら、結論を出したいと思いますので、継続をお願いします。

○増渚委員長 はい、早川委員、どうですか。

○早川委員 はい、早川です。

私も、今様々な方からお話をいただきまし、説明いただいて、例えば、基本的に市内です。

でも、今例外でやっているものもあります。

それで、調査はこれからしようと思っている。

ただ、要望については、現状は、この件に対してはない。

様々その、現状がまだよくわからないので、しっかりとそれをまず把握して、その上で結論をとるというふうに思うので、1回調査の時間がほしいなと思います。

○増渚委員長 はい、石川委員、どうですか。

○石川委員 石川です。

今、総務の常任委員会のほうで、閉会中の継続調査ということで、公共交通不便地における持続可能な交通対策についてということで、議論している最中で、まさにいろんな課題を浮き彫りにして、提言していくという過程にあるのですけれども、ちょっと今回その陳情ですと、文章が短すぎて、その背景にあるものが見えにくい、捉えきれないということがちょっと課題で、ご本人も来ていただけなかったということで。

○増渚委員長 そうなのですね、何回も言っていますけれども。

○石川委員 もし、今回これ継続調査に、あ、継続審査にしたとして、ご本人が来てくださるのであれば、その何の困り事なのかというのが、もう少しはっきりするかとは思いますが、もし来てもらえなかった場合には、結局わからずじまいで、そのできるところにも限りがありますから、ちょっと継続にすることも悩むなというところです。

○増渚委員長 はい、わかりました。

副委員長、どうですか。

○橋本副委員長 自分はこの方以外にも、やはり獨協に行くのに不便だという方もいると思うのですよね。

だから、そういうこともいろいろこれから調べて、継続でこれを、この問題調べて、結論を出したいと思います。

○増渚委員長 はい、ありがとうございます。

閉会中、先ほど石川委員が言ったような、こちらの審査もありますし、先ほど能島課長のほうで、AIやビッグデータを使ったということも含めて、これは一事例として、継続でやってみますけれども、それは総体的な、鹿沼市全体のことを網羅した上で、いろいろなデータを活用して、継続しておいて、その間にちょっと執行部の方、能島課長、聞きたい、うちのほうで質問があったらということ、質疑、いろいろなことも解決した中で、結論を出すということで、継続ということの、大部分の方が継続ということなので、継続審査というような形で、何か異議があればなのですが、大丈夫ですか。

はい、では、鹿妻委員、どうぞ。

○鹿妻委員 すみません。ちょっとその継続するとかというよりも、一旦そのどういうことが議論、論点として考えるべきかというのをちょっと出しておきたいのですけれども。

○増渚委員長 うん、だから、それも含めて、継続の中で論点整理、今のだとあまりにも

情報が少ない。

先ほど大島委員や石川委員が言うので、情報が少ないので、これをこの一例として挙げる、今副委員長も言ったように、全体的にどういうことなのだという、これを端として、これを膨らますのか、それともいろいろな、物理的に考えてだめなのかということも含めてやらないと、今の情報でいくら議論しても、論点整理しても、あまりにも要望の内容が薄い、薄いという言い方は悪いけれども、背景がよくわからないので、これについて、そこをやってしまうと、相当これは廃案という、否決ということになってしまうので、不採択という形に、結論的に、議論、ここら辺してしまうとね、なってしまふところがあるので、継続にしておいてということで、いいのではないかなと思うのですけれども。

○鹿妻委員 ここでは言わないほうがいい。

○増淵委員長 うん、言っても、これ、みんな待っているし、時間的にも、これを議論しても、継続の中で、我々総務委員会ですべて持っているから、その中で議論してもいいのではないかなということで、いいのではないかなと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、先ほどの皆さんの意見を踏まえた上で、陳情第2号を採択するか、それとも不採択とするか、挙手をもってお願いします。

それで、今継続ということが出ましたので、42ページ。

うん。継続、では、うん、そうだな、はい、はい。

はい、採択、不採択ということがありますが、継続という意見が出ましたので、継続審査ということで、それでいいかどうかということ、挙手採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増淵委員長 それでは、継続に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○増淵委員長 全員なので、したがって、挙手多数ということで、陳情第2号については、継続審査することに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉会 午後 4時16分)